

村・社協・グリーンコープ生協くまもと ～移動販売ならびに見守り活動に関する協定より～ お買い物でお困りの皆さんへ～グリーンコープ生協のご案内～



グリーンコープとは…

何よりも「いのち」を大切に考え、「安心・安全な食べものを食べたい」との思いのもと、組合員自身の手により開発した安全で環境にも配慮した商品や、産直による農畜産物、その他生活雑貨品や衣類などを地域の組合員へ配達やお店を通してご利用いただいている生活協同組合です。

利用はカンタンです！

- * グリーンコープに加入して、自分に合う利用方法を選んでいただけます。
 - ①お一人で気軽に利用できる個人宅配
 - ②お二人以上で集まって利用するグループ配達
 - ③お店や指定場所で商品を受け取る商品預かり（キープ&ショップ）
- * 商品の注文は、カタログを見て注文書へ数量を記入するだけです。
- * 配達は週に1回、決まった曜日・時間にお届け。ご不在でも大丈夫です。
- * 商品代金のお支払いは口座振替ですので、現金の受け渡しもありません。

問い合わせ

グリーンコープ商品の無料サンプルをご試食できます。
ご説明だけでもお伺いしますので、お気軽にお問い合わせください。

めグリーンコープ生協くまもと 東部センター

TEL096 (380) 7177 (担当 宮崎)



まずは、
お気軽に
お問い合わせ
ください



移動販売「いくばい！ふれあい 元気カー」

熊本地震後、復興支援として災害公営住宅を中心に毎週火曜日「元気カー」による移動販売車が巡回しています。現在、社協（午前11時）、阿蘇下田城駅（午後0時30分）、下西原団地（午後0時40分）、黒川地区（午後2時10分）、馬立団地（午後2時30分）、立野地区（午後3時）の順番で運行しています。買い物支援のほか、見守り支援も行っています。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL0967 (67) 2702

高校・短期大学・専門学校などを卒業後も 継続して子を養育する場合の児童手当の手続きについて



児童手当法令和6年制度改正により、高校などを卒業した後も、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子（大学生年代まで）については、第3子以降の加算を計算する際の算定対象となりました。

大学生年代以下の子を3人以上養育している（うち1人以上は高校生以下）人で、高校などを卒業した子について、卒業後も監護および生計費の負担をし、第3子加算の算定対象とする場合は申請が必要です。可能性がある人には、子育て支援課子育て支援係より案内を郵送しておりますので3月31日（月）までに提出をお願いします。

①大学生年代の子自身は、児童手当の支給対象外です。

②大学生年代以下の子を3人以上養育している（うち1人以上は高校生以下）、かつ、監護・生計費の負担をし、第3子加算の対象とする場合のみ申請が必要です。

③進学・就職・婚姻・出産などにかかわらず、受給者が養育していれば申請の対象になります。就職などにより、自立して生活する（養育しない）場合は、申請の対象外です。



村HP

〈問い合わせ〉子育て支援課 子育て支援係 TEL0967 (67) 2715